

## 奈良県児童虐待防止アクションプランの今後の位置づけについて

### 趣旨

○これまで「奈良県児童虐待防止アクションプラン」では児童虐待の「未然防止」「早期対応」「発生後の対応」「体制整備」について、各種の取組を実施してきた。また、平成23年からアクションプランの改定及び内容の見直しを続け、現在、5つの施策の柱、16の取組により、児童福祉の分野に留まらず、母子保健、保育、教育、医療、司法といった様々な分野にまたがった児童虐待防止に関する計画を推進してきた。

○本県では、子どもをどのように育成していくのかという基本的事項について分野を横断する一貫した理念を示した「奈良っ子はぐくみ条例」を令和4年4月1日に施行し、その実施計画を策定中である。

今回、「奈良県児童虐待防止アクションプラン」の第4期の計画(令和2年～4年)が最終年度を迎えることを機に、子どものはぐくみを総合的かつ計画的に推進し、すべての子どもが社会の一員として、心身ともに健やかに成長することができる社会の実現を目指し、「奈良っ子はぐくみ条例」の実施計画に同プランを位置づける。

○「奈良っ子はぐくみ条例」の計画のなかに位置づけるにあたり、「奈良県児童虐待防止アクションプラン」の施策の柱や主要項目は維持したうえで、令和4年度の児童福祉法改正の内容等を踏まえ、児童虐待防止対策に必要な取組を新たに追加する予定。また今後はより一層、児童虐待に陥るメカニズムを分析し、その要因を除去するための施策を展開していく。

### 計画期間・進行管理

○計画期間: 令和5年度～令和7年度 (3ヶ年間)

○進行管理: 毎年度、評価指標の状況等を公表。

## （施策の柱Ⅰ）虐待の実態把握と要因分析

### 1 児童虐待の実態等の検証

- ・虐待相談の実態調査・要因分析【 県 】
- ・重症事例等の検証【 県 】

### 2 支援が長期化している事例の把握と支援の見直し

- ・支援が長期化している事例の実態把握【 県 】  
(2年以上個別検討会議が実施されていない在宅支援ケースの把握)

### 3 検証結果報告書の活用状況の把握

- ・検証結果報告書の提言内容に関する取組の推進状況の把握【 県 】  
(毎年度、提言内容の取組に関する進捗を把握し推進を図る)

## （施策の柱Ⅱ）子どもと家庭を見守る県民の意識づくり

### 1 地域における見守り活動の強化

- ・地域における子育て支援の充実【 県、市町村 】
- ・民生委員・児童委員活動の強化【 県 】

### 2 啓発活動の推進

- ・地域で子育て家庭を見守る意識の醸成【 県 】
- ・オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓発【 県、市町村 】
- ・若年者を対象とした啓発活動の推進【 県 】
- ・「体罰によらない子育て」に関する広報・啓発【 県 】
- ・里親及びファミリーホーム設置数向上のための啓発活動の推進【 県 】

## （施策の柱Ⅲ）虐待の予防と早期の対応

### 1 母子保健活動との連携強化

- ・妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援【 県、市町村 】
- ・医療機関と連携した支援【 県、市町村 】

### 2 子育て支援の充実

- ・養育力を高めるための子育てプログラムの推進【 県、市町村 】
- ・学校における予防教育の推進【 県 】
- ・子育て支援事業の充実【 県、市町村 】
- ・訪問型(アウトリーチ型)子育て家庭支援の推進【 県、市町村 】

### 3 虐待通報対策の充実・強化

- ・県と市町村のリスクアセスメントの共通化【 県、市町村 】
- ・通報受理時の情報の共通化【 県 】

### 4 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

- ・要保護児童対策地域協議会の活性化【 県 】

## （施策の柱Ⅳ）虐待を受けた子どものケアと家庭への支援

### 1 一時保護の機能充実

- ・一時保護所の機能の充実【 県 】
- ・一時保護開始時の司法審査への対応【 県 】※R4法改正後、3年以内に施行
- ・児童の意見聴取及び意見表明支援の仕組みづくり【 県、施設設置者 】※R6.4施行
- ・一時保護所の設備・運営基準の策定【 県 】※R6.4施行

## 2 社会的養護における体制の充実

- ・都道府県社会的養育推進計画の推進【 県 】
- ・里親育成のための研修、児童を委託している里親への支援【 県 】
- ・里親支援センターの設置推進【 県、施設設置者 】※R6.4施行

## 3 被虐待児等へのケアの充実

- ・児童養護施設等におけるケア機能の充実【 県、施設設置者 】  
(施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の推進)

## 4 家族の再統合、子どもの自立への支援

- ・家族の再統合に向けた支援【 県、市町村 】※R6.4施行  
(保護者支援プログラムの充実)
- ・家庭復帰後の支援・見守り体制の充実【 県、市町村 】
- ・施設等の入所児童に対するインケア・自立支援の充実【 県、施設設置者 】
- ・施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充【 県 】  
(退所児童を孤立させず自立を支えるため、必要な経済的・心理的支援を実施する)

## （施策の柱Ⅴ）子どもと家庭を支援する体制づくり

### 1 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化

- ・福祉・保健・教育、警察、司法等の児童に関わる連携強化【 県 】
- 警察・市町村・こども家庭相談センターとの連携強化【 県、市町村 】
- 警察・司法・こども家庭相談センターとの連携強化【 県 】  
(臨検・捜索に係る合同研修の実施、子どもの心理的負担を軽減する面接研修 等)
- ・県と市町村の役割分担【 県、市町村 】
- ・情報提供に関するルール共有化【 県 】  
(個別ケース検討会議の実施基準、転居時等の情報提供方法等のルール化)
- ・市町村職員とこども家庭相談センター職員との人事交流促進【 県、市町村 】  
(関係機関の相互理解を図り、連携と役割分担の明確化を図るため職員派遣を実施)

### 2 市町村の組織体制の充実・強化

- ・市町村こども家庭センターの設置促進【 県、市町村 】※R6.4施行
- ・虐待相談対応の組織・体制の整備【 市町村 】
- ・職員の専門性の向上【 県、市町村 】
- ・市町村における相談支援体制の整備状況に関する実態調査と支援【 県 】  
(市町村の相談体制状況と課題及びニーズを把握する調査を実施し必要な支援を実施)
- ・市町村における家庭支援事業の充実【 市町村 】※R6.4施行  
(訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援)
- 3 県の組織体制の充実・強化
- ・虐待相談対応の組織・体制の整備【 県 】
- ・職員の専門性の向上【 県 】
- ・市町村研修担当職員・里親支援員等の支援者支援の拡充【 県 】  
(市町村職員・里親等の支援者への研修と、支援者への相談支援を実施する体制を拡充)

## 1. 条例制定の背景

- 子どもの育成に関しては、様々な法令に基づき、国・地方において多岐にわたる分野での施策が実施されているが、子どもをどのように育成していくのかという基本的事項について、施策を横断する一貫した理念が明確になっていない。
- 特に、乳幼児期の施策は、福祉分野とされる「保育」が「教育」と分かれて実施されるなど、「子ども本人」のためにどのような育ちの環境を整えていくのか、という観点置き去りにされている。
- このため、奈良県のすべての子どもたちの健やかな育ちのために、福祉の現場を持つ地方の立場から、県が明確な理念を持ち、子どものはぐくみに取り組む内容を明らかにする。

## 2. 基本理念と施策展開の柱

### 【基本理念】

#### I 子どもの最善の利益を優先する

- ・子どもの多様な個性を尊重した、一人一人に応じたはぐくみにより、本人の成長の可能性を最大限に広げる
- ・子どもの権利が保障され、個々の子どもにとって最善の利益となるようはぐくむ
- ・子どもが自らを大切にされる存在であると感じ育つ中で、親も子も、現在と将来に希望を持つことができるようはぐくむ

#### II 子どもの成長の可能性を最大限で拡げる

- ・どのようなはぐくみ方が子どもの発達に最も有益であるかといった科学的な理論や知見に基づき、子どもを発達段階に応じてはぐくむ

#### III 子どものはぐくみを社会全体で支える

- ・県は、市町村と協働し、県民、事業者、関係団体等の協力を得て、保護者とともに、社会全体で子どもをはぐくむ

### 施策展開の4つの柱

#### 1 子どもの健やかなはぐくみ

- 乳幼児のこころと身体を育てるはぐくみ
- 多様なはぐくみの場づくり
- 子ども同士の交流のもと、子どもの自尊心と利他心をはぐくむ
- 地域における多様なはぐくみ活動の実施
- 男性の子育て参画を促す
- 子どもの意思を表現する機会を通じてコミュニケーション能力を高める

#### 2 経済的困難を抱える家に対する支援

- 保護者の就業による経済的自立の支援
- 保護者の経済的・時間的負担の軽減
- ひとり親家庭への就業・生活支援

#### 3 困難な状況にある子どもに対する支援

- 児童虐待から子どもを守る
- 社会的養護による子どものはぐくみ
- 悩みを抱える子どもと家族への相談・支援

#### 4 子育て家庭に対する括的な支援体制

- 「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」と整合をとり、子育て家庭が抱えるさまざまな困りごとに対応する体制の整備

# 奈良っ子はぐくみ条例

## 総則

### 【目的】

- ▶ 子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、県の責務、保護者や県民等の役割を明らかにするとともに、子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定める
- ▶ 子どものはぐくみを総合的かつ計画的に推進し、すべての子どもが社会の一員として、心身ともに健やかに成長することができる社会を実現

### 【基本理念】

- ▶ 子どもの最善の利益を優先する
- ▶ 子どもの成長の可能性を最大限で拡げる
- ▶ 子どものはぐくみを社会全体で支える

### 【県の責務、市町村・県民・保護者・関係団体等の役割等】

- ▶ 県は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみに関する施策を総合的かつ計画的に実施
- ▶ 県は、市町村及び関係機関とともに、子どものはぐくみに関する施策を最も適切な環境で推進するために、連携・協力する
- ▶ 保護者は、自らが子育ての第一義的責任を有すると認識し、必要に応じて県、市町村及び関係機関等による支援を活用しつつ適切な環境下で愛情をもって子どもを養育する
- ▶ 県民すべてが子どもの成長及び子育てに関心を持ち、理解を深める

- ▶ 地域における多様な活動を通じたはぐくみ
- ▶ 相互に尊重しあう心を培うはぐくみ
- ▶ 子どもの意思の尊重
- ▶ 男性の育児参画の促進
- ▶ 社会全体によるはぐくみ

### 【経済的に困窮している子育て家庭に対する支援】

- ▶ 子育て家庭に対する経済的支援等
- ▶ 母子家庭等に対する生活上の支援

### 【困難な状況にある子どもに対する支援】

- ▶ 体罰によらない子育ての推進
- ▶ 児童虐待の予防
- ▶ 社会的養護が必要な子どものはぐくみ

### 【子育て家庭に対する包括的な支援体制】

- ▶ あらゆる困りごとを把握し、適切な支援につなげる仕組みの推進

## 基本的施策の展開

### 【子どもの健やかなはぐくみ】

- ▶ 乳幼児のはぐくみ
- ▶ はぐくみみの場の充実

## その他の措置

**実施計画の策定、実施状況の公表**、普及啓発、推進体制の整備、財政上の措置

## 施行日

令和4年4月1日